

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）	1
○ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）（附則第三条関係）	19
○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（附則第四条関係）	21

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）
（現行規定は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）による改正後の規定）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
目次 第一章～第六章（略） 第七章 罰則（第四十九条―第五十八条） 附則 （許可の基準） 第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。 一（略） 二 一年以上の拘禁刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の拘禁刑若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者 イ 第四十九条、第五十条又は第五十一条第一項の罪 ロ ㄱカ（略） 三 ㄴ六（略） 七 当該許可を受けようとする者（法人に限る。イ及びハにおいて同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人が第二十六条	目次 第一章～第六章（略） 第七章 罰則（第四十九条―第五十七条） 附則 （許可の基準） 第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。 一（略） 二 一年以上の拘禁刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の拘禁刑若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者 イ 第四十九条又は第五十条第一項の罪 ロ ㄱカ（略） 三 ㄴ六（略） （新設）

第一項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者である者

イ 当該許可を受けようとする者の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの（ロにおいて「親会社等」という。）

ロ 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの

ハ 当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの

八 次のいずれかに掲げる期間内に第十条第一項第一号の規定による許可証の返納をした者（風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して五年を経過しないもの

イ 第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間

ロ 第三十七条第二項の規定による風俗営業の営業所への立入りが行われた日から聴聞決定予定日（当該立入りの結果に基

七 第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第一号の規定による許可証の返納をした者（風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して五年を経過しないもの

（新設）

（新設）

づき第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国家公安委員会規則で定めるところにより公安委員会が当該立入りを受けた者に当該立入りが行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。

。までの間

九 前号イに掲げる期間内に合併により消滅した法人若しくは第十条第一項第一号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の前号イの公示の日前六十日以内に役員であつた者又は同号ロに掲げる期間内に合併により消滅した法人若しくは同項第一号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の前号ロの立入りが行われた日前六十日以内に役員であつた者で、当該消滅又は返納の日から起算して五年を経過しないもの

十 第八号イに掲げる期間内に分割により同号イの聴聞に係る風俗営業を承継させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人（分割について相当な理由がある者を除く。）若しくはこれらの法人の同号イの公示の日前六十日以内に役員であつた者又は同号ロに掲げる期間内に分割により同号ロの立入りに係る風俗営業を承継させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人（分割について相当な理由がある者を除く。）若しくはこれらの法人の当該立入りが行われた日前六十日以内に役員であつた者で、当該分割の日から起算して五年を経過しないもの

八 前号に規定する期間内に合併により消滅した法人又は第十条第一項第一号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の前号の公示の日前六十日以内に役員であつた者で当該消滅又は返納の日から起算して五年を経過しないもの

九 第七号に規定する期間内に分割により同号の聴聞に係る風俗営業を承継させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人（分割について相当な理由がある者を除く。）又はこれらの法人の同号の公示の日前六十日以内に役員であつた者で当該分割の日から起算して五年を経過しないもの

十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が風俗営業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号（第七号を除く。）、次号及び第十三号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

十二 法人でその役員のうちに第一号から第六号まで又は第八号から第十号までのいずれかに該当する者があるもの

十三 第三号に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

2 3 4 （略）

（相続）

第七条 （略）

2 （略）

3 第四条第一項の規定は、第一項の承認について準用する。

4 5 6 （略）

（法人の合併）

第七条の二 （略）

2 第四条第一項の規定は、前項の承認について準用する。

3 （略）

十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者。ただし、その者が風俗営業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号及び次号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

十二 法人でその役員のうちに第一号から第九号までのいずれかに該当する者があるもの

（新設）

2 3 4 （略）

（相続）

第七条 （略）

2 （略）

3 第四条第一項の規定は、第一項の承認の申請をした相続人について準用する。

4 5 6 （略）

（法人の合併）

第七条の二 （略）

2 第四条第一項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の許可を受けようとする者」とあるのは、「第七条の二第一項の承認を受けようとする法人」と読み替えるものとする。

3 （略）

(法人の分割)

第七条の三 (略)

2 第四条第一項の規定は、前項の承認について準用する。

3 (略)

(客の正常な判断を著しく阻害する行為の規制)

第十八条の三 第二条第一項第一号の営業を営む風俗営業者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 第十七条に規定する料金について、事実と相違する説明をし、又は客を誤認させるような説明をすること。

二 客が、接客従業者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、当該接客従業者も当該客に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗じ、次に掲げる行為により当該客を困惑させ、それによつて遊興又は飲食をさせること。

イ 当該客が遊興又は飲食をしなければ当該接客従業者との関係が破綻することになる旨を告げること。

ロ 当該接客従業者がその意に反して受ける降格、配置転換その他の業務上の不利益を回避するためには、当該客が遊興又は飲食をすることが必要不可欠である旨を告げること。

三 客が注文その他の遊興又は飲食の提供を受ける旨の意思表示(第二十二条の二第一号において「注文等」という。)をする

(法人の分割)

第七条の三 (略)

2 第四条第一項の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項の許可を受けようとする者」とあるのは、「第七条の三第一項の承認を受けようとする法人」と読み替えるものとする。

3 (略)

(新設)

前に遊興又は飲食の全部又は一部を提供することにより、当該客を困惑させ、それによつて当該遊興をさせ、若しくはしたものとさせ、又は当該飲食をさせること。

(風俗営業を営む者の禁止行為等)

第二十二條 (略)

(接待飲食営業を営む者の禁止行為)

第二十二條の二 第二條第一項第一号の営業を営む者は、その營業に關し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 客に注文等をさせ、又は当該營業に係る料金の支払その他の財産上の給付若しくは財産の預託若しくはこれらに充てるために行われた金銭の借入れ(これと同様の經濟的性質を有するものを含む。)に係る債務の弁済(次号において「料金の支払等」という。)をさせる目的で、当該客を威迫して困惑させること。

二 客に対し、威迫し、又は誘惑して、料金の支払等のために当該客が次に掲げる行為により金銭その他の財産を得ることを要求すること。

イ 売春防止法その他の法令に違反する行為をすること。

ロ 対價を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交類似行為等(性交類似行為をし、又は他人の性的好奇心を満たす目的で、当該他人の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下口において同じ。)を触り、若しくは当該他人に自己の性器等を触らせることをいう。)をすること。

(禁止行為等)

第二十二條 (略)

(新設)

ハ 第二条第六項第一号若しくは第二号又は第七項第一号の営業において異性の客に接触する役務を提供する業務に従事すること。

ニ 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）第二条第三項に規定する性行為映像制作物への出演をすること。

ホ 外国において売春をすること。

（遊技場営業を営む者の禁止行為）

第二十三条 第二条第一項第四号の営業（ぱちんこ屋その他政令で定めるものに限る。）を営む者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 四 （略）

2 第二条第一項第四号のまあじやん屋又は同項第五号の営業を営む者は、その営業に関し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない。

3 （略）

（営業所の管理者）

第二十四条 （略）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。

一 （略）

（遊技場営業者の禁止行為）

第二十三条 第二条第一項第四号の営業（ぱちんこ屋その他政令で定めるものに限る。）を営む者は、前条第一項の規定によるほか、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 四 （略）

2 第二条第一項第四号のまあじやん屋又は同項第五号の営業を営む者は、前条第一項の規定によるほか、その営業に関し、遊技の結果に応じて賞品を提供してはならない。

3 （略）

（営業所の管理者）

第二十四条 （略）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。

一 （略）

二 第四条第一項第一号から第四号まで、第六号又は第八号から第十号までのいずれかに該当する者

三 (略)

3ゝ7 (略)

(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)

第二十八条 (略)

2ゝ12 (略)

13 第二条第六項第一号又は第二号の営業を営む者は、営業所で異性の客に接触する役務を提供する業務に従事しようとする者の紹介を受けた場合において、当該紹介をした者又は第三者に対し、当該紹介の対価として金銭その他の財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させてはならない。

(接客従業者に対する拘束的行為の規制等)

第三十一条の三 第十八条の二第一項並びに第二十八条第五項及び第七項から第九項までの規定は無店舗型性風俗特殊営業を営む者について、同条第十三項の規定は第二条第七項第一号の営業を営む者について、それぞれ準用する。この場合において、第十八条の二第一項第一号中「営業所で客に」とあるのは「客に」と、第二十八条第五項中「前条」とあるのは「第三十一条の二の二」と、同項第一号口中「地域のうち」とあるのは「地域（第二条第七項第一号の営業にあつては同条第六項第二号の営業について、同条第七項第二号の営業にあつては同条第六項第五号の営業について、それぞれ当該条例で定める地域をいう。）のうち」と、同条

二 第四条第一項第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者

三 (略)

3ゝ7 (略)

(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等)

第二十八条 (略)

2ゝ12 (略)

(新設)

(接客従業者に対する拘束的行為の規制等)

第三十一条の三 第十八条の二第一項並びに第二十八条第五項及び第七項から第九項までの規定は、無店舗型性風俗特殊営業を営む者について準用する。この場合において、第十八条の二第一項第一号中「営業所で客に」とあるのは「客に」と、第二十八条第五項中「前条」とあるのは「第三十一条の二の二」と、同項第一号口中「地域のうち」とあるのは「地域（第二条第七項第一号の営業にあつては同条第六項第二号の営業について、同条第七項第二号の営業にあつては同条第六項第五号の営業について、それぞれ当該条例で定める地域をいう。）のうち」と、同条第七項中「第五項第一号」とあるのは「第三十一条の三第一項において準用す

第七項中「第五項第一号」とあるのは「第三十一条の三第一項において準用する第五項第一号」と、「第二十七条第一項」とあるのは「第三十一条の二第二項」と、同条第八項中「前条及び第五項」とあるのは「第三十一条の二及び第三十一条の三第一項において準用する第五項」と、同条第九項中「その営業所に立ち入つて」とあるのは「客となつて」と、同条第十三項中「営業所で異性」とあるのは「異性」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(営業の停止等)

第三十一条の十五 公安委員会は、店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪(第五十条第一号及び第二号の罪を除く。)若しくは第四条第一項第二号ロからトまで、リ、ヌ、ヲ若しくはワに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む店舗型電話異性紹介営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型電話異性紹介営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 (略)

(準用)

第三十一条の二十三 第三条第二項、第四条(第四項を除く。)、

る第五項第一号」と、「第二十七条第一項」とあるのは「第三十一条の二第二項」と、同条第八項中「前条及び第五項」とあるのは「第三十一条の二及び第三十一条の三第一項において準用する第五項」と、同条第九項中「その営業所に立ち入つて」とあるのは「客となつて」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(営業の停止等)

第三十一条の十五 公安委員会は、店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪(第四十九条第五号及び第六号の罪を除く。)若しくは第四条第一項第二号ロからトまで、リ、ヌ、ヲ若しくはワに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む店舗型電話異性紹介営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型電話異性紹介営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 (略)

(準用)

第三十一条の二十三 第三条第二項、第四条(第四項を除く。)、

第五条（第一項第三号を除く。）、第八条、第十条及び第十一条の規定は前条の許可について、第六条から第七条の三まで、第九条、第十条の二、第十二条、第十三条（第一項を除く。）、第十四条、第十五条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条第一項（第三号を除く。）及び第二十四条の規定は特定遊興飲食店営業について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	第四条第一項第六号から第八号まで	第二十六条第一項	第三十一条の二十五第一項

（接客従業者の生年月日等の確認）

第三十六条の二 接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、特定遊興飲食店営業者及び第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、当該営業に関し客に接する業務に従事させようとする者について次に掲げる事項を、当該事項を証する書類として内閣府令で定める書類により、確認しなければならない。

- 一・二 （略）
- 三 日本国籍を有しない者にあつては、次のイ又はロのいずれかに掲げる事項

第五条（第一項第三号を除く。）、第八条、第十条及び第十一条の規定は前条の許可について、第六条から第七条の三まで、第九条、第十条の二、第十二条、第十三条（第一項を除く。）、第十四条、第十五条、第十八条、第十八条の二、第二十一条、第二十二条第一項（第三号を除く。）及び第二十四条の規定は特定遊興飲食店営業について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	第四条第一項第六号及び第七号	第二十六条第一項	第三十一条の二十五第一項

（接客従業者の生年月日等の確認）

第三十六条の二 接待飲食等営業を営む風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、特定遊興飲食店営業者及び第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者は、当該営業に関し客に接する業務に従事させようとする者について次に掲げる事項を、当該事項を証する書類として内閣府令で定める書類により、確認しなければならない。

- 一・二 （略）
- 三 日本国籍を有しない者にあつては、次のイ又はロのいずれかに掲げる事項

イ 出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格及び同条第三項に規定する在留期間の満了の日並びに同法第十九条第二項の許可の有無及び当該許可があるときはその内容

ロ (略)

2 (略)

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで風俗営業を営んだとき。

二 偽りその他不正の手段により第三条第一項の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けたとき。

三 第十一条の規定に違反したとき。

四 第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項又は第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号の規定による公安委員会の処分違反したとき。

五 第二十八条第一項（第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六 第二十八条第二項（第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定に基づく都道府県の条例の規定に違反したとき。

イ 出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格及び同条第三項に規定する在留期間並びに同法第十九条第二項の許可の有無及び当該許可があるときはその内容

ロ (略)

2 (略)

(新設)

第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十一条の十三第一項において準用する第二十八条第一項の規定に違反したとき。

二 第三十一条の十三第一項において準用する第二十八条第二項の規定に基づく都道府県の条例の規定に違反したとき。

三 第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十一条の二十五、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二又は第三十五条の四第二項若しくは第三項第二号の規定による公安委員会の処分に違反したとき。

四 第三十一条の二十二の規定に違反して同条の許可を受けないで特定遊興飲食店営業を営んだとき。

五 偽りその他不正の手段により第三十一条の二十二の許可又は第三十一条の二十三において準用する第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けたとき。

六 第三十一条の二十三において準用する第十一条の規定に違反したとき。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで風俗営業を営んだ者

二 偽りその他不正の手段により第三条第一項若しくは第三十一条の二十二の許可又は第七条第一項、第七条の二第一項若しくは第七条の三第一項（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の承認を受けた者

三 第十一条（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第二十六条、第三十条、第三十一条の五第一項若しくは第二項、第三十一条の六第二項第二号若しくは第三号、第三十一条の十五、第三十一条の二十、第三十一条の二十一第二項第二号、第三十一条の二十五、第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二又は第三十五条の四第二項若しくは第四項第二号の規定による公安委員会の処分に違反した者

五 第二十八条第一項（第三十一条の三第二項の規定により適用する場合及び第三十一条の十三第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

六 第二十八条第二項（第三十一条の三第二項の規定により適用する場合及び第三十一条の十三第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく都道府県の条例の規定に違反した者

七 第三十一条の二十二の規定に違反して同条の許可を受けないで特定遊興飲食店営業を営んだ者

第五十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九条第一項（第二十条第十項及び第三十一条の二十三において準用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）の規定に違反して第九条第一項の承認を受けないで営業所の構造又は設備（第四条第四項に規定する遊技機を含む。）の変更をしたとき。

二 偽りその他不正の手段により第九条第一項の承認を受けたとき。

三 偽りその他不正の手段により第十条の二第一項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の認定を受けたとき。

四 第二十二条第一項第三号の規定又は同項第四号から第六号まで（これらの規定を第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

五 第二十八条第十二項第三号の規定又は同項第四号若しくは第五号（これらの規定を第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六 第三十一条の三第三項第一号の規定に違反したとき。

七 第三十一条の十又は第三十一条の十一第二項第二号の規定による公安委員会の命令に従わなかったとき。

八 第三十一条の十三第二項第三号から第六号までの規定に違反したとき。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九条第一項（第二十条第十項及び第三十一条の二十三において準用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。）の規定に違反して第九条第一項の承認を受けないで営業所の構造又は設備（第四条第四項に規定する遊技機を含む。）の変更をした者

二 偽りその他不正の手段により第九条第一項の承認を受けた者

三 偽りその他不正の手段により第十条の二第一項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の認定を受けた者

四 第二十二条第一項第三号の規定又は同項第四号から第六号まで（これらの規定を第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五 第二十八条第十二項第三号の規定又は同項第四号若しくは第五号（これらの規定を第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定に違反した者

六 第三十一条の三第三項第一号の規定に違反した者

七 第三十一条の十又は第三十一条の十一第二項第二号の規定による公安委員会の命令に従わなかった者

八 第三十一条の十三第二項第三号から第六号までの規定に違反した者

九 第三十一条の十八第二項第一号の規定に違反したとき。

十 第三十三条第四項の規定に基づく都道府県の条例の規定に違反したとき。

2 (略)

第五十二条 (略)

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十二條第一項第一号若しくは第二号（これらの規定を第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条第十二項第一号若しくは第二号（これらの規定を第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。）又は第三十一条の十三第二項第一号若しくは第二号の規定に違反したとき。

二 第二十二條の二の規定に違反したとき。

三 第二十三條第一項第一号又は第二号の規定に違反したとき。

四 第二十三條第二項の規定に違反したとき。

五 第二十七條第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二第一項又は第三十一条の十七第一項の届出書を提出しないで性風俗関連特殊営業を営んだとき。

六 前号に規定する届出書又はこれらの届出書に係る第二十七條第三項（第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十一条の二第三項（第三十一条の七第二項及

九 第三十一条の十八第二項第一号の規定に違反した者

十 第三十三条第四項の規定に基づく都道府県の条例の規定に違反した者

2 (略)

第五十一条 (略)

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十二條第一項第一号若しくは第二号（これらの規定を第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条第十二項第一号若しくは第二号（これらの規定を第三十一条の三第二項の規定により適用する場合を含む。）又は第三十一条の十三第二項第一号若しくは第二号の規定に違反した者

(新設)

二 第二十三條第一項第一号又は第二号の規定に違反した者

三 第二十三條第二項の規定に違反した者

四 第二十七條第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の十二第一項又は第三十一条の十七第一項の届出書を提出しないで性風俗関連特殊営業を営んだ者

五 前号に規定する届出書又はこれらの届出書に係る第二十七條第三項（第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三十一条の二第三項（第三十一条の七第二項及

び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出したとき。

七 第二十八条第十三項（第三十一条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条の二又は第三十一条の二の二の規定に違反したとき。

二 第二十八条第五項（第三十一条の三第一項、第三十一条の八第一項、第三十一条の十三第一項及び第三十一条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三 第三十六条の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四 第三十六条の二第一項の規定に違反したとき。

五 第三十六条の二第二項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

六 第三十七条第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出したとき。

七 第三十七条第二項又は第三十八条の二第一項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行

び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者
(新設)

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条の二又は第三十一条の二の二の規定に違反した者

二 第二十八条第五項（第三十一条の三第一項、第三十一条の八第一項、第三十一条の十三第一項及び第三十一条の十八第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第三十六条の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

四 第三十六条の二第一項の規定に違反した者

五 第三十六条の二第二項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者

六 第三十七条第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

七 第三十七条第二項又は第三十八条の二第一項の規定による立入りを拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の

為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の許可申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出したとき。

二 第九条第五項後段（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、届出書を提出せず、又は同項後段の届出書若しくは添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出したとき。

三 第十条の第二項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の認定申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出したとき。

四 第二十三条第一項第三号又は第四号（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

五 第二十四条第一項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六 第二十七条第二項（第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）第三十一条の第二項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は第三十三条第一項の規定に違反して、届出書を提出せず、又は第二十七条第二項、第三十一条の二第二項若しくは第三十三条第一項の届出書若しくはこれらの届出書に係る第二十七条第三項（第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）第三十一条の二第三項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三

罰金に処する。

一 第五条第一項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の許可申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

二 第九条第五項後段（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、届出書を提出せず、又は同項後段の届出書若しくは添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

三 第十条の第二項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の認定申請書又は添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

四 第二十三条第一項第三号又は第四号（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五 第二十四条第一項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

六 第二十七条第二項（第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）第三十一条の第二項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は第三十三条第一項の規定に違反して、届出書を提出せず、又は第二十七条第二項、第三十一条の二第二項若しくは第三十三条第一項の届出書若しくはこれらの届出書に係る第二十七条第三項（第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）第三十一条の二第三項（第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三

十三条第三項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出したとき。

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二 第七条第五項（第七条の二第三項及び第七条の三第三項（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三 第九条第三項（第二十条第十項及び第三十一条の二十三において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は第三十三条第二項の規定に違反して、届出書を提出せず、又は第九条第三項若しくは第三十三条第二項の届出書若しくはこれらの届出書に係る第九条第三項若しくは第三十三条第三項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出したとき。

四 第十条第一項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

五 第十条の二第七項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六 第三十一条第四項（第三十一条の五第三項及び第三十一条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第三十一条の十六第四項の規定に違反したとき。

十三条第三項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第七条第五項（第七条の二第三項及び第七条の三第三項（これらの規定を第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）並びに第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

三 第九条第三項（第二十条第十項及び第三十一条の二十三において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は第三十三条第二項の規定に違反して、届出書を提出せず、又は第九条第三項若しくは第三十三条第二項の届出書若しくはこれらの届出書に係る第九条第三項若しくは第三十三条第三項の添付書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者

四 第十条第一項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五 第十条の二第七項（第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

六 第三十一条第四項（第三十一条の五第三項及び第三十一条の六第三項において準用する場合を含む。）又は第三十一条の十六第四項の規定に違反した者

第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 一 第四十九条 三億円以下の罰金刑 二 第五十条、第五十一条第一項又は第五十三条から前条まで各本条の罰金刑 2 前項の規定により第四十九条の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。 第五十八条 (略)	第五十六条 法人の代表者、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の営業に関し、第四十九条、第五十条第一項又は第五十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。 (新設) (新設) (新設) (新設) 第五十七条 (略)
---	--

改 正 案	現 行
（製造免許等の要件） 第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を与えないことができる。 一 七 （略） 七の二 免許の申請者が二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律（大正十一年法律第二十号）の規定、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）<u>第五十一条第一項第四号（同法第二十二條第一項第六号（風俗営業を営む者の禁止行為等）（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一条の二十三（準用）及び第三十二條第三項（深夜における飲食店営業の規制等））において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）</u>、<u>第五十一条第一項第五号（同法第二十八條第十二項第五号（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一条の三第二項（接客従業者に対する拘束的行為の規制等）の規定により適用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）</u>、<u>第五十一条第一項第八号（</u>	（製造免許等の要件） 第十条 第七条第一項、第八条又は前条第一項の規定による酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許を与えないことができる。 一 七 （略） 七の二 免許の申請者が二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律（大正十一年法律第二十号）の規定、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）<u>第五十条第一項第四号（同法第二十二條第一項第六号（禁止行為等）（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一条の二十三（準用）及び第三十二條第三項（深夜における飲食店営業の規制等））において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）</u>、<u>第五十条第一項第五号（同法第二十八條第十二項第五号（店舗型性風俗特殊営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限り、同法第三十一条の三第二項（接客従業者に対する拘束的行為の規制等）の規定により適用する場合を含む。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）</u>、<u>第五十条第一項第八号（同法第三十一条の十三第二</u>

同法第三十一条の十三第二項第六号（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第五十七条第一項（第二号（同法第五十一条第一項第四号、第五号又は第八号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条（傷害）、第二百六条（現場助勢）、第二百八条（暴行）、第二百八条の二（凶器準備集合及び結集）、第二百二十二条（脅迫）若しくは第二百四十七条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過するまでの者である場合

八〇十二（略）

項第六号（店舗型電話異性紹介営業の禁止区域等）（酒類の提供に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第五十六条（同法第五十条第一項第四号、第五号又は第八号に係る部分に限る。）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条（傷害）、第二百六条（現場助勢）、第二百八条（暴行）、第二百八条の二（凶器準備集合及び結集）、第二百二十二条（脅迫）若しくは第二百四十七条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過するまでの者である場合

八〇十二（略）

○ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）（附則第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第二（第二条関係） 一〇四（略） （削る） 五〇三六（略） 別表第三（第六条の二関係） 一〇十一（略） 十一の二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条（無許可営業等）の罪 十二〇九十三（略）	別表第二（第二条関係） 一〇四（略） 五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第一号（無許可営業）の罪 六〇三七（略） 別表第三（第六条の二関係） 一〇十一（略） （新設） 十二〇九十三（略）